

機構名義失念株式に係る共同請求手続について
—上場会社の持株会から機構名義株券の交付を受けていた場合—

2010年8月20日
(改訂：2016年4月1日)
株式会社証券保管振替機構

上場会社の従業員(社員)持株会や関係会社持株会(以下「持株会」という。)から機構名義の株券(以下「機構名義株券」という。)の交付を受けていた機構名義失念株式に係る失念株主が、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)との共同請求を行おうとする場合には、下記の1.～6.の内容に基づき、機構に対し、当該請求を依頼してください。

記

1. 機構に共同請求の依頼ができる方

(1) 機構に共同請求の依頼ができる方は、2009年1月5日前に持株会から機構名義株券の交付を受けた方で、株主名簿への名義書換請求手続を失念してしまい、平成21年1月5日以後も機構名義株券を有している方(以下「依頼者」といいます。)となります。

(2) 機構は、前(1)の機構名義株券について交付を受けた方から譲渡、贈与、質権設定等を受けた方の共同請求の依頼は受け付けることはできません。この場合には、機構名義株券の交付を受けた方に機構名義株券を返還した上で、機構名義株券の交付を受けた方が機構への共同請求の依頼を行い、その後、当事者間で共同請求を行う等により対応を行ってください。なお、持株会から機構名義株券の交付を受けた方から、相続その他の一般承継により相続人その他の一般承継人が株式を取得した場合には、相続人その他の一般承継人が共同請求の依頼を行うこととなりますが、通常必要となる書類に加え、別途書類が必要となります。

2. 依頼の方法・提出書類等

(1) 依頼者は、次の(2)に掲げる表で定める書類を御用意ください。

(2) 依頼者は、【提出書類】に必要事項を御記入のうえ、【添付書類】とともに、機構へ共同請求の依頼をしてください。

【提出書類】及び【添付書類】の提出方法につきましては、次の<御提出先>に「郵送(書留)」をお願いします。

なお、機構は、共同請求手続にあたり御提出いただく株券(【添付書類】①)の状況(株式数、株券喪失登録状況等)を発行者(株主名簿管理人)に照会いたします。また、機構は、次の表で定める書類以外に、別途、書類の御提出をお願いする場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

<御提出先>

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号(第二証券会館)
株式会社証券保管振替機構 振替業務部

【提出書類】

書類名	書類の入手先	備考
① 機構名義失念株式の救済措置に係る共同請求依頼書	機構へ請求又は機構のホームページからダウンロード	○ 御記入方法等については、「別添1」を御参照ください。
② 共同請求手続において受渡証明書を添付できない理由に関する届出書	機構へ請求又は機構のホームページからダウンロード	○ 御記入方法等については、「別添2」を御参照ください。
③ 失念救済請求書	株主名簿管理人に請求	○ 御記入にあたっての留意事項等については、「別添3」を御参照ください。 ○ 株主名簿管理人への失念救済請求書の請求時には、失念株式の現在の株式数を確認し、必要な書類を入手してください。 ○ 「株式数」を記録する箇所については、記載しないでください。機構において、共同請求を実施する前に、請求できる株式数を発行者（株主名簿管理人）に確認します（確認後に機構で記載します。）。 ○ 株式数が端数のみの場合には、共同請求手続の対象となりません。端数部分の処理については、発行者（株主名簿管理人）に相談のうえ、別途手続を行ってください。

【添付書類】

書類名	書類の入手先	備考
① 機構名義株券	依頼者が保有されているもの	○ 機構名義株券については、原則として、機構で回収し、返却いたしません。 ○ 共同請求対象となる機構名義失念株式に係る株券に関し端数が含まれている場合には、端数処分代金に係る請求書については、機構を経由して発行者（株主名簿管理人）に提出することも可能です。御提出いただく場合には、当該請求書も共同請求依頼書等の書類と併せて提出してください。なお、端数が存在する場合において、提出された株券については、発行者（株主名簿管理人）に送付することになっておりますので、御了承ください。
② 持株会が発行した「証明書」	持株会	○ 様式については、「別添4」を御参照ください。 ○ 共同請求の依頼者が持株会から機構名義株券の交付を受けた時期や株券の記番号等が記載されているものです。
③ 証券会社が持株会宛に発行した「受渡証明書」	持株会	○ 様式については、「参考資料」を御参照ください。 ○ 持株会に対して機構名義失念株券の交付を行った証券会社が持株会宛に発行するもので、「顧客名」は持株会の名称となります。
④ 持株会の「規約」（発行者の原本証明付）	持株会	○ 「規約」には、機構名義失念株式の発行者の原本証明が必要です。
⑤ 依頼者の本人確認	—	○ 次の書類を提出される場合には、有効期限内又は現

書類名	書類の入手先	備考
認書類（運転免許証の写し等）		在有効なもののコピー（写し） を御提出ください。 ① 運転免許証 ② 旅券（パスポート） ③ 個人番号カード ④ 各種健康保険証 ⑤ 各種年金手帳 ⑥ 各種福祉手帳 ⑦ 在留カード又は特別永住者証明書 ○ 次の書類を提出される場合には、 発行後3ヶ月以内のもの の 原本 を御提出ください。 ⑧ 住民票 ⑨ 印鑑登録証明書 ⑩ 戸籍謄本・抄本
⑥ 依頼者の印鑑（株主）票	株主名簿管理人に請求	○ 【提出書類】③「失念救済請求書」と一体になっているケースもあるようです。

（注）上記の書類を御提出いただいた場合でも、共同請求の御依頼を受けることができない場合もございますので、あらかじめ御了承願います。

（※1）【添付書類】①～④を有していない方は、最終的な権利者であるか否かの確認ができず、当該ケースにおいて共同請求を行うことで第三者の権利を侵害する可能性もあるため、機構として共同請求の御依頼に応じることが困難です。

（※2）依頼者が「法人」の場合の本人確認書類の取扱い
 依頼者（機構名義失念株主）が「法人」の場合、**「法人」及び「今回の共同請求事務に従事している個人（御担当者）」の本人確認手続を行います**ので、「本人確認書類」の御提出にあたっては、次の各々の書類を御提出ください。

「法人」としての提出書類	「個人（御担当者）」としての提出書類
次の①又は②の書類 を御提出ください。 ※ 次の書類を提出される場合には、 発行後3ヶ月以内のもの の 原本 を御提出ください。 ① 法人の登記簿謄本又は抄本 ② 印鑑登録証明書	次の①～⑩のいずれかの書類 を御提出ください。 ※ 次の書類を提出される場合には、 有効期限内又は現在有効なもの の コピー（写し） を御提出ください。 ① 運転免許証 ② 旅券（パスポート） ③ 個人番号カード ④ 各種健康保険証 ⑤ 各種年金手帳 ⑥ 各種福祉手帳 ⑦ 在留カード又は特別永住者証明書 ※ 次の書類を提出される場合には、 発行後3ヶ月以内のもの の 原本 を御提出ください。 ⑧ 住民票 ⑨ 印鑑登録証明書 ⑩ 戸籍謄本・抄本

- (※3) 相続や合併の場合には、前述の書類の他、**各場合における次の書類の原本**を添付していただくこととなります。なお、提出書類の一部の書式が、通常の場合と異なりますので、事前に末尾の「お問合せ先」に確認してください。

相続の場合	その他の一般承継の場合
① 被相続人（機構名義失念株主等）及び当該依頼者（相続人）全員の戸籍謄本 ② 依頼者の名義とすることについての共同相続人の同意書その他依頼者が機構名義株券に係る株式を相続したことを証する書面（例えば、相続人全員の実印の押印及び印鑑証明書が添付されている共同相続人の同意書又は遺産分割協議書、公正証書遺言書、家庭裁判所の検認を受けた遺言書などが考えられます。）	①承継会社等の登記事項証明書

- (3) 共同請求にあたっては、発行者（株主名簿管理人）より請求される株券の照会に係る費用及び「1,000円」（機構から発行者（株主名簿管理人）や依頼者への書類の送付に係る郵送料相当分）の合計額を依頼者に御負担いただきます。なお、前述の費用以外でも共同請求に必要となる実費について請求する場合がありますので、御了承ください。

3. 機構からの連絡

- (1) 機構から、依頼者に対し、共同請求の対象となる株式数等を書面にて郵送（簡易書留）します。
- (2) 当該書面に共同請求に必要な費用（発行者（株主名簿管理人）に行う株券情報の照会に関する費用等）に係る請求書を添付します。入金方法につきましては、当該請求書を御覧ください。
- (3) 機構は、手続上、以下の掲げる事項が確認できた場合において、発行者（株主名簿管理人）に対し、共同請求の申出を行います。
- ① 依頼者（機構名義失念株主）の本人確認書類（前2.（2）【添付書類】⑤）に記載された住所に郵便物を郵送（簡易書留）し、当該住所に到着したこと
 - ② 依頼者から共同請求に必要な費用の入金があったこと

4. 共同請求手続の完了後の手続

発行者（株主名簿管理人）から、依頼者に対し、共同手続が完了した旨等を記載した書面が通知されます。

5. 不備等があった場合の対応

前2.（2）【提出書類】③「失念救済請求書」や前2.（2）【添付書類】⑥「依頼者の印鑑（株主）票」の記載内容に誤りなどがある場合には、機構又は発行者（株主名簿管理人）から、依頼者に対して連絡がされます。依頼者は、提出書類の訂正等の必要な手続を行ってください。

6. 機構名義の特別口座に記録された株式に係る配当金の取扱い

依頼者が、機構との共同請求により、依頼者の名義の特別口座が開設された場合において、当該特別口座が開設される以前の機構名義の特別口座に記録された株式に係る配当については、機構は発行者（株主名簿管理人）から受領をしていませんので、別途、依頼者が発行者（株主名簿管理人）に対して照会してください。

以 上

【本件についてのお問合せ先】
株式会社証券保管振替機構 振替業務部
TEL : 03-3661-0190